

特集号 保護司会アンケートと意見交換会

【企画：八王子地区保護司会広報部 / 総務部】

アンケートの目的

今日の少子高齢化や定年延長など社会環境の変化と個人の意識の変化により、現役世代の保護司の確保が難しくなり、保護司活動も見直しが必要な時期に来ていると思われます。そこで、八王子地区保護司会会員の皆様の現状とご意見を集約したくアンケートを実施しました。

要 約

アンケートは、八王子地区保護司会会員全員に配信および郵送し、会員の 67.2% 88 名より回答がありました。アンケートの内容は A：属性（回答者の基本的な情報）、B：保護司活動の現状、C：「更生保護のあり方を考える有識者会議」を題材にした意見の 3 部構成になっています。

A については、性別、年齢、分区、職業、経験年数を伺いました。このなかで男性と女性の比率は、男性 71 人 80.7%、女性 17 人 19.3%と男性の割合が非常に高いこと、また年齢については 70 歳代が 36 人 40.9%と最も多く高齢化が進んでいること示しています。

B については、保護司となるきっかけ、対象者数、面接場所、活動への不安、複数対象者を受け持つ負担、保護司を続ける意思、更生保護以外の活動、組織活動等について伺いました。このなかで、面接場所は保護司の自宅 60 人 66.2%と最も多いのですが、レストランや喫茶店が 34 人 38.6%、その他の場所として、職場の事務所 7 人、車の中 6 人という回答がありました。組織活動については、八王子地区保護司会活動および地区会会員としての活動に、時間的余裕がなく活動できないという回答が、それぞれ 20 人 23.3%、21 人 24.4%ありました。

C については、報酬制について、実費弁償について、更生保護活動に対する評価について、保護司の確保について、それぞれの項目について、回答と共に多くの意見を頂きました。また、最後の項目として、自由記載欄に持続可能な保護司活動に対する意見を 40 人の方から頂いております。保護司会の将来を真剣に考えている貴重なご意見をすべて掲載しましたので、ぜひご覧ください。

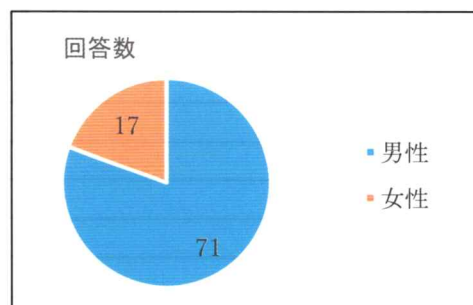
アンケート結果（回答数 88 件/回答率 67.2%）

A1 性別

「男性」71 件 80.7%であり「女性」17 件 19.3%を大きく上回る。ちなみに八王子地区保護司会の男女の比率は 77%対 23%である。

		回答数	構成比
(1)	男性	71 人	80.7%
(2)	女性	17 人	19.3%
	計	88 人	100.0%

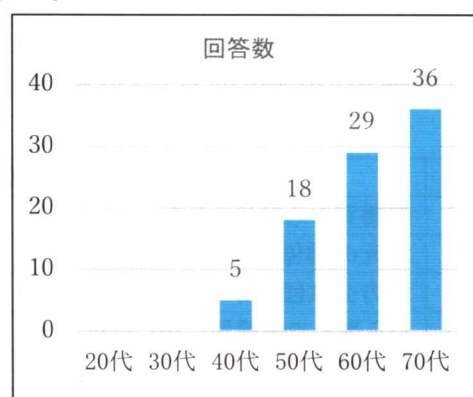
以下、回答数は単位：人



A2 年齢

年齢は「70 代」36 件 40.9%、次に「60 代」29 件 33.0%の順に多い。

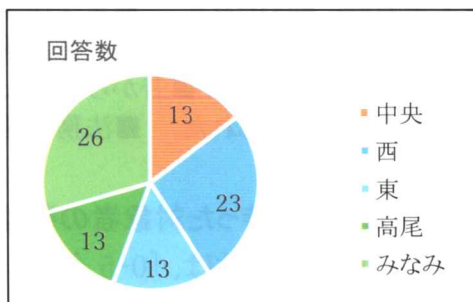
		回答数	構成比
(1)	20 代	0	0.0%
(2)	30 代	0	0.0%
(3)	40 代	5	5.7%
(4)	50 代	18	20.5%
(5)	60 代	29	33.0%
(6)	70 代	36	40.9%
	計	88	100.0%



A3 分区

「みなみ分区」26 件 29.5%、「西分区」23 件 26.1%であり、この二地区で過半数を占める。

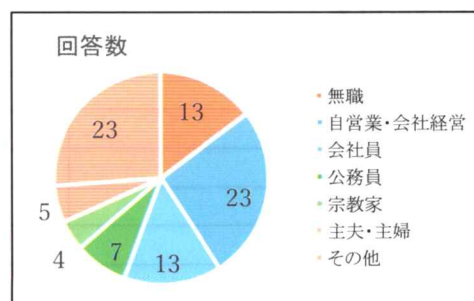
		回答数	構成比
(1)	中央	13	14.8%
(2)	西	23	26.1%
(3)	東	13	14.8%
(4)	高尾	13	14.8%
(5)	みなみ	26	29.5%
	計	88	100.0%



A4 現在の職業は？

「自営業・会社経営」23 件 26.1%がもっとも多く、「会社員」と「公務員」を合わせると 20 件 22.8%となる。

		回答数	構成比
(1)	無職	13	14.8%
(2)	自営業・会社経営	23	26.1%
(3)	会社員	13	14.8%
(4)	公務員	7	8.0%
(5)	宗教家	4	4.5%
(6)	主夫・主婦	5	5.7%
(7)	その他	23	26.1%
	計	88	100.0%



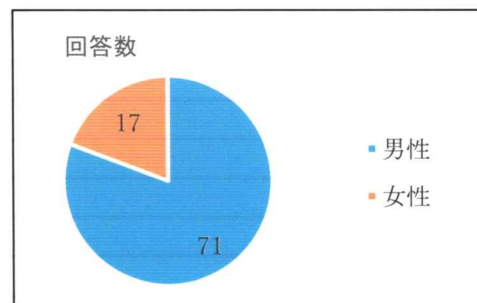
アンケート結果（回答数 88 件/回答率 67.2%）

A1 性別

「男性」71 件 80.7%であり「女性」17 件 19.3%を大きく上回る。ちなみに八王子地区保護司会の男女の比率は 77%対 23%である。

		回答数	構成比
(1)	男性	71 人	80.7%
(2)	女性	17 人	19.3%
	計	88 人	100.0%

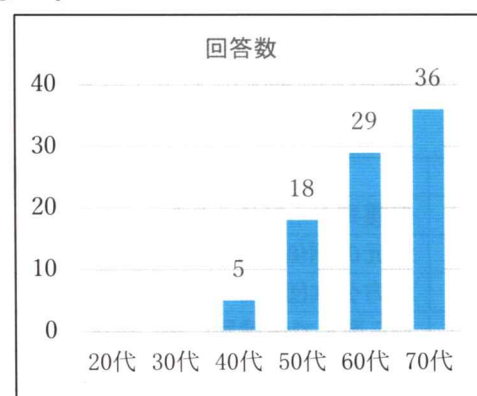
以下、回答数は単位：人



A2 年齢

年齢は「70 代」36 件 40.9%、次に「60 代」29 件 33.0%の順に多い。

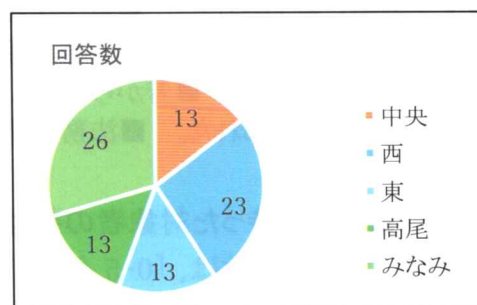
		回答数	構成比
(1)	20 代	0	0.0%
(2)	30 代	0	0.0%
(3)	40 代	5	5.7%
(4)	50 代	18	20.5%
(5)	60 代	29	33.0%
(6)	70 代	36	40.9%
	計	88	100.0%



A3 分区

「みなみ分区」26 件 29.5%、「西分区」23 件 26.1%であり、この二地区で過半数を占める。

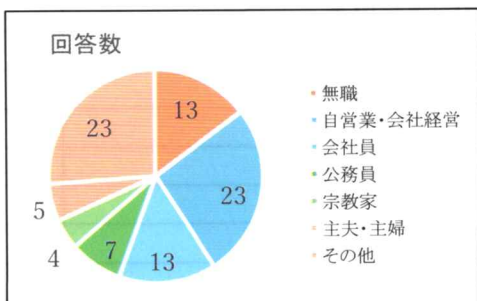
		回答数	構成比
(1)	中央	13	14.8%
(2)	西	23	26.1%
(3)	東	13	14.8%
(4)	高尾	13	14.8%
(5)	みなみ	26	29.5%
	計	88	100.0%



A4 現在の職業は？

「自営業・会社経営」23 件 26.1%がもっとも多く、「会社員」と「公務員」を合わせると 20 件 22.8%となる。

		回答数	構成比
(1)	無職	13	14.8%
(2)	自営業・会社経営	23	26.1%
(3)	会社員	13	14.8%
(4)	公務員	7	8.0%
(5)	宗教家	4	4.5%
(6)	主夫・主婦	5	5.7%
(7)	その他	23	26.1%
	計	88	100.0%



A5 保護司経験は何年目ですか？(2025 年 1 月 1 日現在)

「6-10 年」30 件 35.3%が最も多く、次に「0-5 年」16 件 18.8%となる。

		回答数	構成比
(1)	～5 年	16	18.8%
(2)	6～10 年	30	35.3%
(3)	11～15 年	11	12.9%
(4)	16～20 年	12	14.1%
(5)	21～25 年	8	9.4%
(6)	26 年以上	8	9.4%
	無回答	3	—
	計	88	100.0%

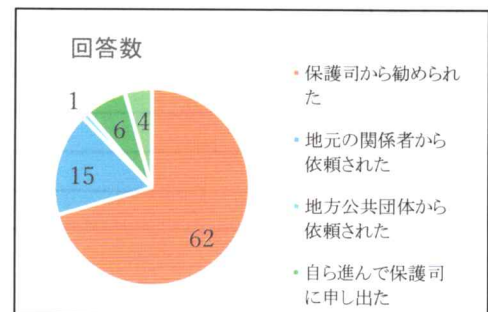
* 構成比に無回答は算入していません、以下同様。



B1 保護司になったきっかけは？

「保護司から勧められた」が 62 件 70.5%と断然多い。

		回答数	構成比
(1)	保護司から勧められた	62	70.5%
(2)	地元の関係者から依頼された	15	17.0%
(3)	地方公共団体から依頼された	1	1.1%
(4)	自ら進んで保護司に申し出た	6	6.8%
(5)	その他	4	4.5%
	計	88	100.0%



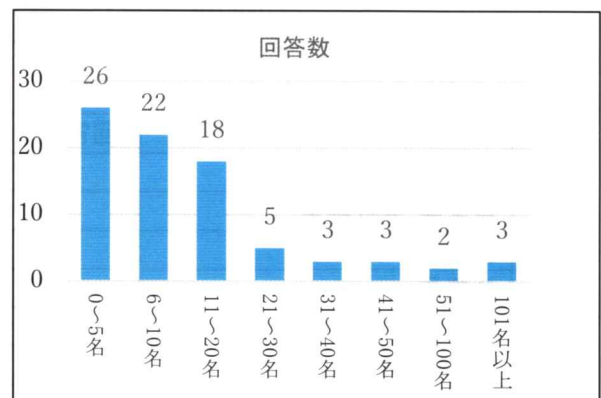
自由回答

■大学教授に勧められた。 ■更生保護施設に勤務したことを契機として。 ■更生保護施設に勤務していたから。 ■社会福祉法人高齢者施設管理者であるから。 ■更生保護施設の職員として入職した為。 ■家内に勧められた。 ■昔からの知人に勧められた。 ■定年を迎える保護司さんの誘いで。 ■地元の先輩保護司に勧められた。 ■法務省訪問時(保護司の母同行)東京保護観察所より勧められて。

B2 今まで受け持った対象者の数は？

経験した対象者数は、「0-5 名」26 件 31.7%、「6-10 名」22 件 26.8%であり 10 名以下が過半数を占める。

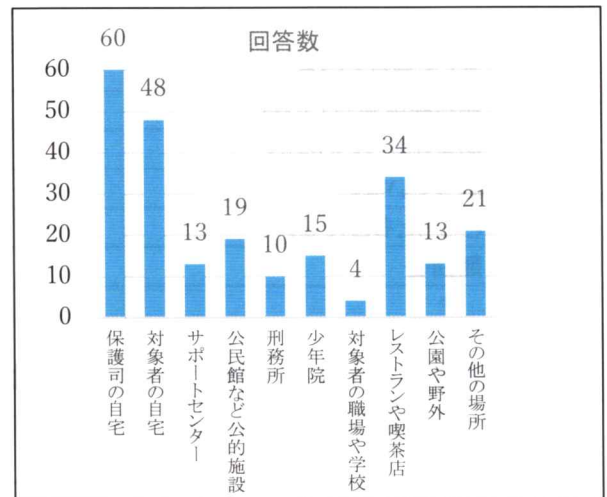
		回答数	構成比
(1)	0～5 名	26	31.7%
(2)	6～10 名	22	26.8%
(3)	11～20 名	18	22.0%
(4)	21～30 名	5	6.1%
(5)	31～40 名	3	3.7%
(6)	41～50 名	3	3.7%
(7)	51～100 名	2	2.4%
(8)	101 名以上	3	3.7%
	無回答	6	—
	計	88	100.0%



B3 これまで対象者と面接した場所は？（複数回答可）

「保護司の自宅」60 件 68.2%、「対象者の自宅」48 件 54.5%、「レストランや喫茶店」34 件 38.6%、その他の場所に、「保護司の会社の施設」「自家用車の中」「更生保護施設」などがある。

		回答数	構成比
(1)	保護司の自宅	60	68.2%
(2)	対象者の自宅	48	54.5%
(3)	サポートセンター	13	14.8%
(4)	公民館など公的施設	19	21.6%
(5)	刑務所	10	11.4%
(6)	少年院	15	17.0%
(7)	対象者の職場や学校	4	4.5%
(8)	レストランや喫茶店	34	38.6%
(9)	公園や野外	13	14.8%
(10)	その他の場所	21	23.9%
	計	88	-



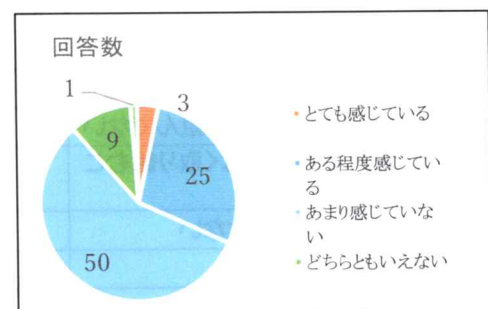
その他の場所（自由回答）

■会社の事務所。 ■職場の事務所。 ■保護司自身の事務所。 ■事務所。 ■保護司の職場。 ■会社の会議室。 ■自社。 ■コンビニエンスストア駐車場。 ■迎えに行き、その車内で面接。 ■自動車中。 ■車。 ■自分の車の中。対象者が運転免許がないため、自宅まで来訪が無理なので、対象者の近くのコンビニ。 ■自家用車内。 ■施設内の面接室。 ■更生施設。 ■更生保護施設。 ■駐車場の車の中。 ■自愛会。 ■更生保護施設自愛会。 ■町会会館。

B4 保護司活動に不安を感じますか？

「あまり感じていない」50 件 57.5%が最も多く、次位が「ある程度感じている」25 件 28.7%である。

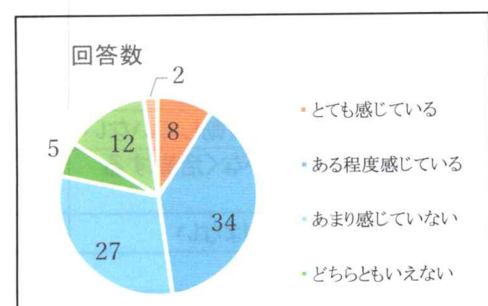
		回答数	構成比
(1)	とても感じている	3	3.4%
(2)	ある程度感じている	25	28.7%
(3)	あまり感じていない	50	57.5%
(4)	どちらともいえない	9	10.3%
	無回答	1	-
	計	88	100.0%



B5 同時期に複数の対象者を担当することの負担は？

「ある程度感じている」34 件 39.5%、「あまり感じていない」27 件 31.4%、この二つで約 70%を占め、「未体験」も 12 件 14.0%ある。

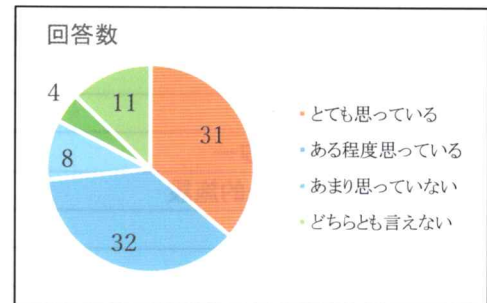
		回答数	構成比
(1)	とても感じている	8	9.3%
(2)	ある程度感じている	34	39.5%
(3)	あまり感じていない	27	31.4%
(4)	どちらともいえない	5	5.8%
(5)	未体験である	12	14.0%
	無回答	2	-
	計	88	100.0%



B6 保護司を続けたいと思っていますか？

「ある程度思っている」32 件 37.2%、「とても思っている」31 件 36.0%、前向きな回答が合わせると 73.2% である。

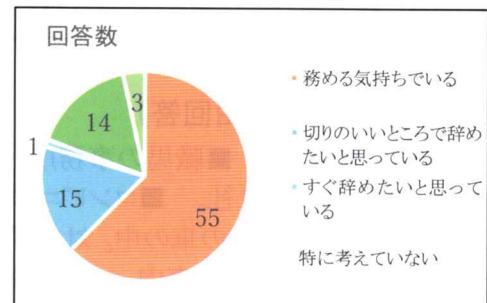
		回答数	構成比
(1)	とても思っている	31	36.0%
(2)	ある程度思っている	32	37.2%
(3)	あまり思っていない	8	9.3%
(4)	思っていない	4	4.7%
(5)	どちらとも言えない	11	12.8%
	無回答	2	—
	計	88	100.0%



B7 保護司を定年まで務めるお気持ちはありますか？

「務める気持ちでいる」55 件 64.7%と最も多い。

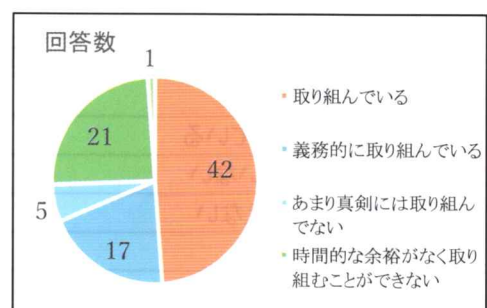
		回答数	構成比
(1)	務める気持ちでいる	55	64.7%
(2)	切りのいいところで辞めたいと思っている	15	17.6%
(3)	すぐ辞めたいと思っている	1	1.2%
(4)	特に考えていない	14	16.5%
	無回答	3	—
	計	88	100.0%



B8 対象者の更生保護以外の犯罪防止啓もう活動などへの保護司としての取り組みは？

「取り組んでいる」42 件 48.8%が最も多く、次位は「時間的な余裕がなく取り組むことができない」21 件 24.4%である。

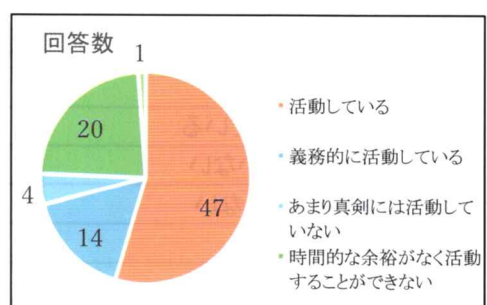
		回答数	構成比
(1)	取り組んでいる	42	48.8%
(2)	義務的に取り組んでいる	17	19.8%
(3)	あまり真剣には取り組んでない	5	5.8%
(4)	時間的な余裕がなく取り組むことができない	21	24.4%
(5)	取り組む気持ちはない	1	1.2%
	無回答	2	—
	計	88	100.0%



B9 八王子地区保護司会会員としての活動は？

「活動している」47 件 54.7%が最も多く、次位が「時間的な余裕がなく活動することができない」20 件 23.3%である。

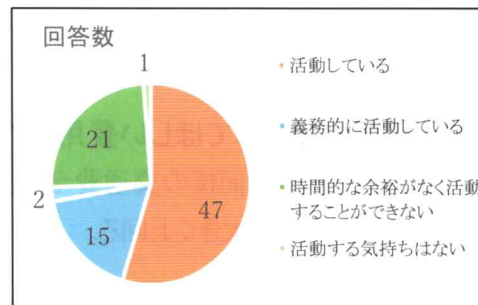
		回答数	構成比
(1)	活動している	47	54.7%
(2)	義務的に活動している	14	16.3%
(3)	あまり真剣には活動していない	4	4.7%
(4)	時間的な余裕がなく活動することができない	20	23.3%
(5)	活動する気持ちはない	1	1.2%
	無回答	2	—
	計	88	100.0%



B10 地区会会員としての活動は？

「活動している」47 件 54.7%、「時間的な余裕がなく活動することができない」21 件 24.4%であり、B9 とほぼ同様な回答である。

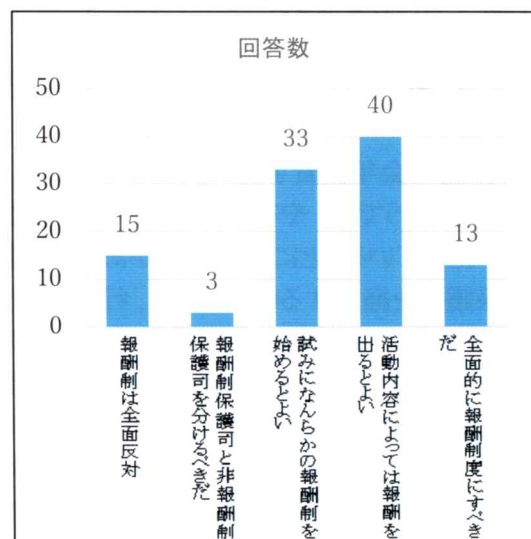
		回答数	構成比
(1)	活動している	47	54.7%
(2)	義務的に活動している	15	17.4%
(3)	あまり真剣には活動していない	2	2.3%
(4)	時間的な余裕がなく活動することができない	21	24.4%
(5)	活動する気持ちはない	1	1.2%
	無回答	2	-
	計	88	100.0%



C1 有識者会議で否決された保護司活動の報酬制に対してご意見は？(複数回答可)

「活動内容によっては報酬が出るとよい」40 件 47.1%、「試みになんらかの報酬制を始めるとよい」33 件 38.8%、その一方「報酬制は全面反対」15 件 17.6%であり、報酬制について前向きに検討すべきという意見が多い。

		回答数	構成比
(1)	報酬制は全面反対	15	17.6%
(2)	報酬制保護司と非報酬制保護司を分けるべきだ	3	3.5%
(3)	試みになんらかの報酬制を始めるとよい	33	38.8%
(4)	活動内容によっては報酬が出るとよい	40	47.1%
(5)	全面的に報酬制度にすべきだ	13	15.3%
	無回答	3	-
	計	88	-



自由回答

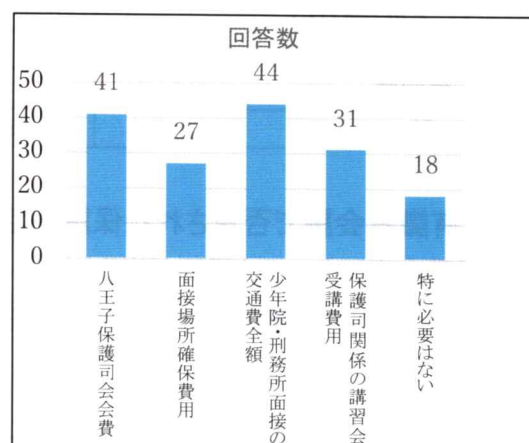
■報酬の公平性が難しいのでは。活動も対象者数も差が大きいように思う。 ■地区役員として観察所とのやり取りで事務所に月数回出向き、パソコンで書類を送信した時期があった。その時、会議活動でないので交通費も出ず、やりきれない思いになった。 ■今後の方たちにとって、せめて民生並みの報酬は必要かと、それだけでなく保護司は面接時に飲み物やお菓子など自腹で用意しているから。 ■面接に関して時間を割く場合が多い時があるので報酬はあると良いかもとおもうが、特に報酬を考えたことはない。 ■気持ちで良いのではないのでしょうか。 ■報酬を見極める判断基準が難しいと感じます。 ■金の為にやる仕事では無いと思うが、時間や労働に対価があって良いと思う。無償の仕事に対しては、責任を負う義務も無いように思う。全て個人の善意に頼るだけでは成り立たないと思います。 ■ある程度の報酬を支払わないと今後成り手や若手が見込めないと思う。 ■請求しない自己負担がかなりある。 ■生活にゆとりがない 40.50 代は、数千円の報酬でも気持ちの支えになる。 ■報酬制度を試行してみるのには良いが、不正なお金の流れの温床にならないような配慮はあってほしいと思います。 ■実費弁償金を超える実費に限り、補完する意味合い。 ■実費負担が大きい。対象者やその家族に寄り添おうとすれば、金銭がかかるのは当然。観察所の職員だって、活動すればかかる金銭があるはず、無くて出来るはずがない。なのに、保護司に対してだけ、負担を強いる制度に対し、またその窓口である観察所に対し、不信を持つのは当然ではないか。

■特に報酬は求めている。 ■どの程度の報酬なのか？人によって、対象者の多少にもよるし、大変難しい問題と思い、自分としてはどうしたら良いかはわからない。 ■報酬制は、C3 の評価を反映させるべきでしょう。 ■報酬目的の保護司があらわれ、質の低下が懸念される。報酬に見合う義務の強化とセットで考えることが必要かもしれません。 ■私自身は無報酬で良いと思いますが、今後、保護司確保については十分な配慮も必要ではないかと思えます。

C2 実費弁償にしてほしい費用は？(複数回答可)

「少年院・刑務所面接の交通費全額」44 件 51.2%、「八王子保護司会会費」41 件 47.7%、が「特に必要はない」18 件 20.9%を大きく上回る。

		回答数	構成比
(1)	八王子保護司会会費	41	47.7%
(2)	面接場所確保費用	27	31.4%
(3)	少年院・刑務所面接の交通費全額	44	51.2%
(4)	保護司関係の講習会受講費用	31	36.0%
(5)	特に必要はない	18	20.9%
	無回答	2	-
	計	88	-

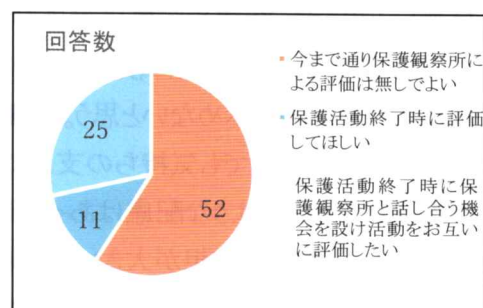


■保護司会年会費を国が負担してほしい。実費弁償金の金額を上げて頂きたい。 ■会費を含め、持ち出しになるようでは、やる人は限られてくると思う。 ■保護司会会費が高すぎる。 ■会費等を保護司が支払う形式としていることには違和感があるので制度を変えてほしいです。会の運営に必要な費用があったとしても保護司を経由するのではなく、行政側で賄って頂く形にしてほしいです。 ■郵送費や交通費など活動の必要経費。 ■病院に付き添えば、食事や栄養剤など買って渡す。葬儀に行けば香典を持っていく。一般の人との関わりで当たり前のこと。実費負担の判断基準としては難しいが、金銭がかかることは伝えたい。病院の付き添いで車を出せばガソリンも駐車場代もかかる。 ■面接場所確保費用、少年院・刑務所面接の交通費全額については出ている。 ■無償ボランティアなのに保護司会会費を払うのはあり得ないと思う。 ■ファミレスなどで面接する際のお茶代。ドリンクバーの料金2人で 1000 円程度。 ■無報酬が保護司の役割であっても、必要最小限は実費の負担をお願いしたいです。 ■特に車での訪問時の高速代などの負担(施設が交通不便な場所が多いため)。 ■特に報酬は求めているが、実費や会費の負担はあまりしたくないです。特に女性は更女にも必然的に入り、会費の負担がある ■八王子保護司会の会費を調布同様 0 円とする。

C3 対象者への更生保護活動に対する評価についてご意見は？(複数回答可)

「今まで通り保護観察所による評価は無しでよい」52 件 61.9%が最も多い。

		回答数	構成比
(1)	今まで通り保護観察所による評価は無しでよい	52	61.9%
(2)	保護活動終了時に評価してほしい	11	13.1%
(3)	保護活動終了時に保護観察所と話し合う機会を設け活動をお互いに評価したい	25	29.8%
	無回答	4	-
	計	88	-



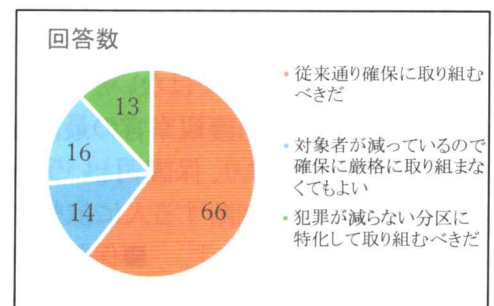
自由回答

■評価は難しいと思います。 ■保護観察所の仕事が増える。 ■日頃より担当監察官から評価につながる言葉を頂いている。 ■両親と話し合いを持ちたい場合もある。 ■経験が浅いので現在の状況については不確かですが、もしも今後報酬などが支払われることになれば当然活動に対する評価が必要になると思います。 ■個々に生活環境、成育環境なども多様なので難しいと思われる。 ■正直、お役所が興味を持っていないなら、こちらから提案したところで有益な評価にはならないと思う。お役所が活かせる、活かしたいと思うシステムを作り、提案するならやって然るべき。 ■対象者の人生を左右する更生保護活動ほど尊い仕事はない。なのに、評価がされないのは不可思議です。 ■3ヶ月に一回は保護司と観察官が電話でもいいので連絡とりあうのを義務化すべきだ。 ■評価というより、どう対応しあらいいかとかアドバイスが欲しい。事例を教えてもらったり、1人で対応しているので。対象者が更生するように向けてよりよい対応がしたい！ ■観察所が保護司に対して、期待すること、保護司が観察所に対して感じていることをすり合わせる場があってもよいと考えます。 ■現状のままで良いと思います。意見などは個別に主任官と話しています。 ■対象者が保護観察終了時に主任官と一緒に面接を行い、対象者へ更生の意識を確認。 ■評価をする意味がない！評価基準は作れない！ ■保護観察官が知ろうとしないこと自体が不思議。少年であれば、在院中教官も交えて座談会を開いてもいい。少年院はそういうことを望んでいる。社会復帰支援のために。

C4 対象者減少の現在、保護司の確保についてのご意見は？(複数回答可)

「従来通り確保に取り組むべきだ」66件 75.9%が最も多い。

		回答数	構成比
(1)	従来通り確保に取り組むべきだ	66	75.9%
(2)	対象者が減っているので確保に厳格に取り組まなくてもよい	14	16.1%
(3)	経験の少ない保護司に対象者を担当させるべきだ	16	18.4%
(4)	犯罪が減らない分区に特化して取り組むべきだ	13	14.9%
	無回答	1	-
	計	88	-



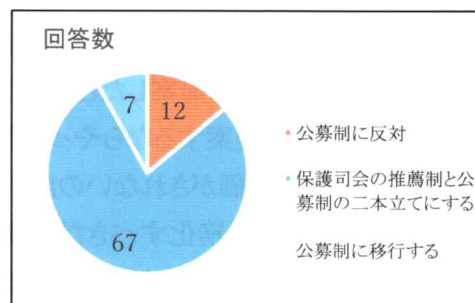
自由回答

■保護司の年齢は相対的に高く、交代要員はいずれ必要となってくる。 ■未然防止の啓発活動など、やれることがあります。 ■確保し続けることを見送ると、人脈による確保が困難な時期を迎えてしまうことが懸念される。 ■麻薬が大変かなと感じています。 ■若い世代を取り込むための対策を考えた方がよいかと思います。 ■ケースによって、新任保護司に複数担当制を導入。 ■ある程度の数がないと研修や活動の人数が確保できなくなることが不安。 ■人口が減っている中、普通に保護司の人数だけ、確保するというのは我儘。過去に比べ、地域に様々なボランティアが増えている。またボランティアをする人は減っている。保護司だけ同人数確保するというのは、見栄えとしか思えない。 ■対象者がいないと保護司としてやる気をなくすので、犯罪が多い分区から少ない分区に対象者をどしどし廻せばよい。特に新人には廻すべきだ。 ■対象者が減少しているなら、無理に増やさなくてもいいと思うが、必要な大切な役割だと思うので、対象者の未来に寄り添い厳しくも気持ちが組めることが大切だと思う。 ■案件の複雑化や保護司の高齢化、定年の引き上げの影響もあり、確保の取り組みが必要と考えます。 ■対象者の減少といえども、学校など地域に啓蒙活動はするべきだと思う。 ■法のあり方が罰則主体から更生に重きをおくように成って来ているから。

C5 保護司の公募制についてのご意見は？

公募制への賛成意見「保護司会の推薦制と公募制の二本立てにする」67 件 77.9%、および「公募制に移行する」7 件 8.1%が、「公募制に反対」12 件 14.0%を大きく上回っている。

		回答数	構成比
(1)	公募制に反対	12	14.0%
(2)	保護司会の推薦制と公募制の二本立てにする	67	77.9%
(3)	公募制に移行する	7	8.1%
	無回答	2	-
	計	88	100.0%



自由回答

■一律に、推薦ならオッケーで公募はダメとするのはおかしい。どちらも人物を評価して決めるべき。現に推薦で保護司になった人の中にも、行動がおかしい人は少なからずいる。推薦でも公募でも、適任かどうかの判断基準と面接手順を地区として決めておくべきだと思う。 ■他の組織でも思想や信条を利用するケースもあるので、公募制の場合はそれも考えられるので一概に賛成はできないとは。 ■公募の後、きちんとした審査や面接は必要だと思います。 ■自薦保護司は問題の多い方が多いと思う。 ■公募も人次第です。 ■保護司確保が大変な時、両方を利用した方が良いと思います。 ■全面公募ではその方の適正に不安がある。 ■保護司会が保護司を見つけてくるのも、権力の偏りと思う。そもそも公募は必須。人選もその責任も教育もお役所が追うべき。他のどの仕事もプロもそうして成り立っている。報酬を払わないから、教育される側に義務が生まれない。適切な人材だと思う人を保護司が見つけたなら、保護司会を通さず、その方に公募にエントリーするよう進めるのが筋ではないか。 ■公募が現在可能であるが、このことを知っている市民はほとんどいないのではないかな。始めるのであれば、仕組みをきちんとしてから実施することが望ましい。 ■公募制の場合、保護観察官の最終面談が必要でしょう。つまり選任責任は観察所にあると。 ■公募の問題点。地区の活動より、保護司という名前がほしいと考えている人もいます。 ■保護司は関係者が人格的に問題ないと判断する人に依頼する方がまちがいは少ないと考えます。自ら名乗り出る意欲の高すぎる人には不安を感じます。 ■保護司が認知不十分のことを考えると、公募制も良いと思う。 ■保護司活動が著しく低い保護司については、委嘱を更新しないルールが必要。 ■不適格の場合を考えると反対。

最後に、時代の流れに対応して保護司制度を持続可能な活動にするために、どのように改革したらよいか、ご意見、また質問など自由にご記入ください。

- ☐ 市民への宣伝？活動。ひっそりではなく情報発信し社会の中での活躍を知らせる。
- ☐ 運転免許の様に活動出来る方には年齢制限を緩める。
- ☐ 1.地区の会議を減らす。2.社明含め啓蒙活動を減らす。3.保護司の妻や女性保護司が強制的に更正保護女性会員にさせられることを撤廃する。
- ☐ 年配者が多すぎる。集まりなど出席する気がなくなる。保護司の方々の非行も含めて経験値が偏り今の若い子達や犯罪歴がある人達の気持ちなどわからない人が多いと思う。
- ☐ 報告用に、タブレットを個々に配布したり、民生並みの報酬、公共の面接場所の確保、担当が終了した時の担当官との保護観察に関しての情報交換など。
- ☐ 保護司は基本的に完全なボランティアではないが、ケースによっては時間を費やす場合もあり、多方面へのネゴシエーション（＊広報部：交渉、合意形成）もしなければならぬので、職業とまでは言わないが、今後はある程度の報酬は必要と思います。ただ、若い世代には現役教員や教育系等の大学生なども良いかとは思いますが。
- ☐ 人材確保を継続。
- ☐ 様々な世代の保護司が活動しやすい環境整備、例えば分区分会などからの連絡手段を電子メールとする、SNS の活用、保護司会費など徴収廃止、必要に応じて実費徴収、保護司活動の部会加盟は希望者のみとする。
- ☐ 保護司会は出来るだけ DX 化を推進し、IT を活用して時間、場所にとらわれない活動環境を実現できるように、現活動と並行して試みていくことが必要と思われます。
- ☐ 余計な負荷が掛からない様にする事。対象者の人数や費用。
- ☐ 若い方とは話し合いを持つようにしていきたい。
- ☐ 法務省も社会に対して、対象者の再犯防止のために仕事を中小企業だけでなく、大企業へもはたらきかけをして頂きたい。
- ☐ もう少し若い人材の確保も必要かと思っています。
- ☐ 会社経営者は保護司活動に取り組むことは、世の中の為にもなり、また、経営者の経営にもつながる経験となると感じます！ですので、会社経営者の勉強会等にも体験談を踏まえて保護司が講話をする機会が大切と感じます。
- ☐ 高齢化も進んでいる中、やはり報酬は必要だと思う。仕事をしながらでは、なかなか難しい（活動に対してであり、対象者を持つことは構わない）。
- ☐ 複数の保護司で担当する。
- ☐ 町会、自治会からの推薦の制度をつくる。
- ☐ 連絡方法は LINE、メールを中心にしたい。
- ☐ 顔の見える関係を作るために対面の研修や啓蒙活動など、共同作業の場は必要であり継続したい。
- ☐ 定年制は廃止しても良いのでは？人によって対応度は違うと思う。
- ☐ 保護司自体の高齢化がすすんでいるかと思うので、若い世代（20～50 代）の担い手を取り込むことができれば、そこで今までと異なる観点からの意見や改革案に関する意見も活発化していくと思います。ではどうしたら若い世代を新たに巻き込むことができるか、という点ですが、この具体案はなかなか難しいところですが…。とりあえず、いままでの慣習を見直すところからの気がします。
- ☐ 現役世代が保護司活動をする際の休暇が取りやすい制度を整える。

□他のソーシャルワーカーと同じように仕事として確立すべきなのではないか。もしくは最低限の報酬を払うべきではないか。現状では、私は知人に保護司の勧誘をしようと思えません。

□観察対象者には更生を求めるのに対し、保護司は禁錮以上の刑に服した者はなれないとはどうなのだろう。

□保護司制度が本当に必要なのか、根本から見直した方が良いと思う。薬物等は、専門家の知識が必要になると思うので。

□パソコンでの報告書提出と言われているが、タブレットの貸し出しとか環境整備に力を入れて頂きたい。

□保護司に求められるものと時代の流れに対応することが必ずしも同じではないものがあると思います。

□八王子保護司会の活動はだんだん煩雑かつ形式的になりつつあり、新人にとって魅力がうすれている。一度、ゼロベースで見直し、最小限の活動力から再スタートすべき段階になっている。

□仕事のある若い人に更生保護(面接など)以外の防犯予防活動まで全面的に要求するのは酷である。余力のある人だけ、活動すればよい。

□総会、合同研修会、新年会の時、何人もの来賓が同じような挨拶をするのはやめてほしい。形式的すぎる。

□ボランティアとして、どこまで対応して行くのかの基準化を目で見える形で表すべきだと思います。

□高齢者でもよいが、若い保護司の方は、相手が若い場合には適切と思われることがあるので、若い保護司(40代・50代)の方がなってくれるよう願っています。

□職場のこれぞという人に保護司にならないかと声をかけたところ、危ない、こわいので、と断られている。それを感じるのが本人の時も家族の時もあるが、保護司について理解を広げる必要があると考えます(大津の事件より前です)。

□交通違反対象者への問題集が幼稚すぎるので改訂してほしい。対象者へ複数での面接方法を取り入れ、対象者への緊張を促し、対象者のいない保護司の活用と保護司同士の向上をはかってみてはと思います。

□過去の保護司は篤志家や地元の名士で、金銭的に余裕がある方が多かったが、現在はマンション住まいのサラリーマンが増えてきた。

□青少対(育成委員)や民生委員は手当を出しているが、保護司は無償ボランティアであり、会費の負担などを考えると人材確保は益々厳しくなるとされる。

□会社員のため、保護司会活動に参加するのに時間的制約がある。

□本来の保護司の活動以外の、その他の活動及び冊子・印刷物の多さに驚きました。どれも大切なことと考えますが、整理整頓が必要だと思います。

□①保護司が予防と保護の活動することを各自が改めて認識する。②できる範囲で、地域(学校・町会・自治会・関係機関など)と関係を持ち、予防活動をする。また人材発掘に。

□①分区の中で、一部や～委員、理事会などの活動が多すぎないか。②月に2回の面接は多すぎる。③極論すれば、分区も地区保護司会も無くてもいいのでは？各種会合、研修などは、保護観察所が企画・取りまとめをしてくれればよい。

質問などありましたら、ご記入ください。

□素直に面接にくる方には少しずつ回数を減らして下さるとお互いの喜びになります。

□市民センターで会議室などを借りた際、対象者の都合で当日にキャンセルをせざる得ない場合にペナルティとなることに少々不満を感じます。当日支払いに行かない場合にはしばらく予約ができなくなるというペナルティが課せられるとのこと。支払いは仕方ないにしても予約ができなくなるのは大変困るので、なんらかの措置をいただくことはできないのか。

保護司アンケートに関する意見交換会

～持続可能な保護司制度の確立について～

広報部ではアンケート調査結果に基づき、八王子地区の保護司に座談会を呼びかけ、希望する15名の保護司が参加し、3月26日(水)、八王子生涯学習センターに於いて、持続可能な保護司制度の確立を主題とした意見交換会を開催し、本音を出し合い、活発なディスカッションとなりました。

- 1) 保護司の更生保護活動(対象者面接等)以外の活動について
- 2) 保護司にかかる費用の負担と報酬制について
- 3) 保護司の確保と公募制について

上記の副題について、各自から自由な意見をいただきました。紙面の関係ですべてを掲載できませんが、それぞれのお考えを集約してまとめました。

参加保護司(写真)

前列:大久保隆、林昭雄、新野照代、立石晴美、佐々木彰代、大久保正明

後列:佐藤順一、飯沢宗光、村尾博司、本吉邦俊、青木隆夫、山中廣司、小林秀司、加藤正道

司会:青木隆夫、荒木美奈



保護司の更生保護活動（対象者面接等） 以外の活動について

司会 初めに「1）保護司の更生保護活動（対象者面接等）以外の活動について」ですが、例えば、八王子地区保護司会会員としての犯罪防止の啓蒙活動などがありますが、現役で働いている方が参加するのは難しいという意見もいただきます。中には現役世代は多少制限をしたり、現役を退いて落ち着いてから、活動をするのも良いのではないかとという声も聞いたりするので、ご意見いただきたいと思います。

山中廣司 私は保護司会として、薬物乱用防止協議会八王子地区協議会に指導員として参加しています。私以外には各分区からサポーターという形で取り組んでおります。

それが特にご負担になるという意見はなく、皆さん、出席率は高いのです。もちろん全ての活動に全員参加っていうことにはないです。いちよう祭りや健康フェスなどや中学校での薬物乱用防止教室をやるなどサポーターさんにもかなり参加していただいています。

大変と言われれば大変ですけど、やはり保護司でもあったり、自愛会の職員だったってことで、薬物に関してすごく身近で大切な活動です。

佐々木彰代 私は、去年入ったばかりです。保護司会の活動は、いろいろありすぎて全然わかりません。いちよう祭りでの啓蒙活動があったりとか、立川観察所からお知らせが来たり、冊子が送られてきたり、もう本当にいっぱいあります。全然整理がつかないです。

そういうのを保護観察以外の活動っていう意味で、皆さん色々抱えていらっしゃる、すごいな、と思います。

何をどの程度やったら良いのか、全部やったらすごく忙しくなりそうな感じで……。ベテランの方たちはある程度、力加減を持って、出るところ、出ないところを選んでいらっしゃるんだろうとは思いますが、新米はどうしたらいいかがわかりません。もう少し整理してくださるとすごく助かります。

B8 対象者の更生保護以外の犯罪防止啓もう活動などへの保護司としての取り組みは？

		回答数	構成比
(1)	取り組んでいる	42	48.8%
(2)	義務的に取り組んでいる	17	19.8%
(3)	あまり真剣には取り組んでない	5	5.8%
(4)	時間的な余裕がなく取り組むことができない	21	24.4%
(5)	取り組む気持ちはない	1	1.2%
	無回答	2	-
	計	88	100.0%

大久保隆 やはり、個人差があって、時間が余裕ある人がいれば、忙しい人もいるので、とにかく自分が出られそうなのに出ればいい、というだけですね。全部やっていたら、それこそ仕事ができませんか。

佐々木 あと、研修もたくさん来るので、午前の日と午後を日の両方出なきゃいけないのかと思ったら、どっかでよかったっていうのが後からわかったのです。お知らせには、どちらかに参加してくださいとは一言も書いてなくて、都合つけたりしていました。どっかでいいのよって先輩に教えてもらったのですが、そういうのをお知らせに分かりやすく書いてほしいです。

本吉邦俊 たぶん、書いてあるけど、わかりづらいかもしれませんね。その研修だけではなく、その半期ぐらいの行事予定の中で、こういうものにありますと書いてあると思います。

山中 定例研修はある意味で保護司の義務かもしれません。

佐々木 必須っていうのがわかると都合がつけやすいです。

立石晴美 ただ、研修がなかなか平日の日中の時間帯に行くのが厳しくて、夜とか、土日とか他の時間にあればいいなと思います。

あと、社会を明るくする運動が1番大きいイベントだと思いますが、社明運動という略語もわかりません。新人は、その「当たり前」がよくわからないのです。

本吉 分区の中でそれを広報してつたらいいですね。全体ではなくて。

山中 もし不明な場合は、その場で聞かれたらいいですよ。

立石 簡単に聞ける人もいますが、新人の時は不安で聞きづらかったのも、新しい人を呼ぶためにも、聞きやすい環境にする事が大切だと思います。

加藤正道 ぶっちゃけた話を言えば、保護司本来の活動以外はどう思っているのですか、ということがここで皆さんから聞きたいというのが本来のことなのです。

本吉 ところで、「とうきょう元気農場」を皆さんはご存知ですか。今、5名の保護司が担当しているのですが、みんな定年なのです。この4月以降誰がやるのか保護司会で全然話題になってないのです。そういうことも組織で我々もやらなくてはいいことですが、それが全員に周知徹底できてない部分もあるのかなと思います。そういう問題になっていることを、インフォメーションしてもらえたらありがたいなと思います。

佐々木 「とうきょう元気農場」がなんなのかが、まったくわかりません。

山中 以前、三宅島の噴火で、こちらに避難して来た人たちを元気にするために、東京都と八王子市がひよどり山の一部を農作業をしていただくために貸し出しました。その方たちが帰島後空いた農地を社会貢献活動の1つで、保護観察対象者の改善更生、再犯防止のために観察官、保護司が活動しています。

佐々木 そういう情報ももう少し広めないといけないですよ。

大久保隆 2年くらい前に広報誌で「とうきょう元気農場」のことを取り上げました。それを見た人はわかると思うのですが、ただ、その後はね、特にやっていませんね。

保護司に関わる費用の負担と報酬制

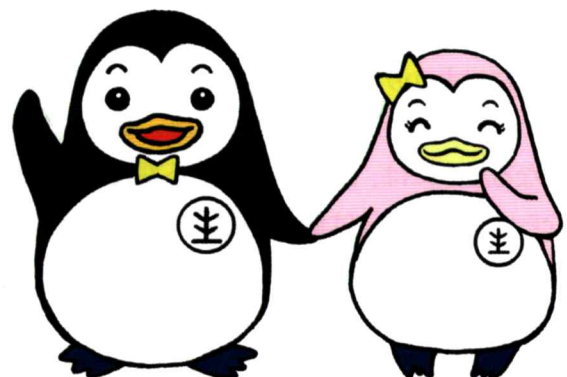
司会 いろいろご意見ありがとうございます。この座談会では、結果とか結論が出る場ではないと思いますし、皆さんの考えている意見なども踏まえて、今後良い方向になるように、考えていこうという趣旨の企画なので、次のテーマ「2)保護司活動の報酬性と実費弁償について」、ご意見を頂きたいと思っています。

保護司の報酬制度については、有識者会議でダメになった、それちょっとおかしくないかということで、皆さんの意見を聞いてみようと思います。

加藤 報酬制ということで、それが目的になって、保護司活動にやってみようかというような方々が入ってこられるのはまずいと思います。

保護司活動をする上での、細々した費用を皆さんにかけていると思います。それを逐一、請求を出せるのですが、知らず知らずのうちに費用がかかっているということもあります。そういった費用についてはそれをカバーする分ぐらいいただければいいかなという風に思います。

あとは、これから先に、保護司の活動をお願いするという時に、全くそういうものがないとすると、ある程度時間が取られて活動に負担がある、ということだけでお誘いがしにくいということにもなる恐れがあるので、その点からは少し報酬があった方がいいのかなという風に思っています。



C1 有識者会議で否決された保護司活動の報酬制に対してご意見は？(複数回答可)

		回答数	構成比
(1)	報酬制は全面反対	15	17.6%
(2)	報酬制保護司と非報酬制保護司を分けるべきだ	3	3.5%
(3)	試みになんらかの報酬制を始めるとよい	33	38.8%
(4)	活動内容によっては報酬を出るとよい	40	47.1%
(5)	全面的に報酬制度にすべきだ	13	15.3%
	無回答	3	-
	計	88	-

大久保正明 私もどれを選べと言われたら「(3) 試みになんらかの報酬制を始めるとよい」です。私も新米の口です。いろんなことや、面接する時に、ちょっと報酬があつたりすると、ほんのりする。

今日も報告書を提出したのですが、それだけで結構、頭使います。でも、ポストに入れて、ほっとして、金額がちよつとあると、なんか認められている感じがしますね。多い少ないじゃなくて、ボーナス的な感じであれば嬉しいですね。

小林秀司 私は多分反対というか、保護司という特性上、報酬はない方がいいというイメージは持っていました。ただ、私も他にボランティアやっていますが、報酬がどのくらいのことを言うのか、時給なのか、費用弁償なのか、ちよつとわからないのですが、非常勤の公務員の時間を使った時に、費用弁償という形で貰えて、振込口座に積み重なっていくとちよつと嬉しい気持ちはあります

ただし、保護司の成り立ちには、歴史的な背景があるので、そうすると、どうなのかなと思いますね。更生保護という概念の成り立ちから見ると、対価をもらうというのは、本末転倒です。しかし、もらった時には正直言えば嬉しいっていう感情はあります。

歴史的な背景からは、無い方がいいのかなと思います。私にはわかりかねます。皆さん様々のご意見があるので、それは国が決める事と思います。持続可能となるためには、自治体に対する期待があるとするならば、その部分は個人的な活動として研究して行こうかなと思います。

C2 実費弁償にしてほしい費用は？(複数回答可)

		回答数	構成比
(1)	八王子保護司会会費	41	47.7%
(2)	面接場所確保費用	27	31.4%
(3)	少年院・刑務所面接の交通費全額	44	51.2%
(4)	保護司関係の講習会受講費用	31	36.0%
(5)	特に必要はない	18	20.9%
	無回答	2	-
	計	88	-

山中 やはり報酬となると給与的な意味合いがあるから、実費弁償がもうちよつとあると良いかもしれませんね。買わなくてもいいパソコン買って「“H@” (はあと)」で送らなきゃいけないとかね。

保護司の規約に書いてある、安定した生活をしている、というのは、報酬なんかいらないだろうという風に考えるべきか、と思っていましたが。あとは交通費的なものは、見合ったものが出ればいいのかと思います。

新野照代 私もボランティアばかりをずっと何十年もして来ました。でも交通費をもらおうと非常にありがたいと思います。

司会 対象者と面接する時に喫茶店を使ったりしている人が結構多いのです。そういったものは費用請求できないから、もらえると、嬉しいって感じがしますね。

本吉 本来ボランティアで、医者とか地主さんがやっている時の制度がそのまま生きてると思います。しかし、今の時代そんな人たちがほとんどいないと思います。

これから存続させていくためには、僕は報酬よりも、実費弁償がいいですね。例えば子供たちと一緒に食事をする時もあれば、マンションに住んで介護の人間を抱えていた時は、家で面接できないのです。そうすると、近くの喫茶店かファミレスで面接したり、市民センターで、という形になる。多少の報酬は今後の保護司活動の維持をしていくためには不可欠じゃないか、という風に思っています。

村尾博司 結論から言うと、活動によっては報酬が出るという報酬の概念と実費弁償の概念がかぶっている部分も結構あると思います。

現実には面接場所を確保する費用など。今の先輩たちの多くは自宅で面接をしている。しかし、これからは自宅に招いてという形では、なり手はどんどん少なくなる。公共施設を利用したり、レストランや喫茶店で面接をする、あるいはせざるを得ない状況がある。そこを保障するためにも、実費弁償で出しにくい部分を報酬という形にしてもらいたいというのも大事なかなと思います。

あと保護司になりたいという人は、人にお節介をしたくなる、そういう気持ちで入ってきた人が多いと思います。こんな勉強をしたいといった時に、全部無料だったら楽なのですけど、お金を払ってでももう少し自分を成長させたい時に、気持ちでも、研修費用の一部にお金が出るとしたら、意欲が出てくるかなと。

そういう面接場所の費用の部分と、研修の一部補助みたいなものがあると、これから保護司のなり手も少しずつ増えてくるのではないのでしょうか。

林昭雄 私は、報酬制は全面反対です。報酬という言葉が保護司制度の成り立ちからすると、矛盾するかなと思うのです。

ただ、皆さんのご意見も聞いていたら、今後の若者の保護司が来た場合に、私と同じ考えを持たないだろうと思いました。

つまり、報酬ではない、実費弁償の方をもう少し何とかして欲しい、というのが私の意見です。じゃないと、保護司である意味がなくなってしまうと思うのです。

立石 私は保護司会の年会費や更女の会費の支払いがあることを知らなかったのが、驚きました。保護司になりたての頃は、家族の病気もあり、経済的に厳しい時期だったので大変でした。

面接は、自愛会で行い、自愛会が使えない時は、市民センターやファミレスとかですが、市民センターは利用方法が変わるので、使いづらいと思いました。

あと環境調整の本人に会いに車で栃木刑務所に行きましたが、交通費は1番安い電車とバス代だったので、高速代ガソリン代も含めたら、マイナスでした。

研修については、実費でしたが宮本先生の3回の講座を受けられ、ありがたいと思いました。

司会 ありがとうございます。確かに、市民センターは使いづらくなりましたね。キャンセルするといちいちまた行かなくてはならない。

面接者ってドタキャンがよくある。じゃあ次いつにするというやり取りで、次の会場のおさえるために必死で申し込んで、キャンセルするのを当日の10時に気づく。ただキャンセルしづらいだけでなく、ほかの保護司会の方々が向こう3ヶ月使えなくなる、という説明受けた時びっくりしました。この仕組みは見直してほしいです。

佐々木 私は、学校とかでも、ボランティア活動というか、サポーター活動とかをやっていました。

今は八王子市学校サポーター制度というのができているので、報酬制になったのですが、その前は謝金という言葉がありました。ここでも謝金にしたらどうですか。気が楽になるかなとも思います。

善意はタダだと思ったら大間違いだと思うのです。私は、ずっと前から保護司には興味があったのです。保護司や少年犯罪とかにもすごく関心があって、読んだり調べたり、見学に行ったりとかもさせてもらったりして、そういうことに興味があったので、誘われた時にはすぐにやらせてもらいますと、喜んでお受けしました。

でも入ってみたらやはり保護司会費ですね。報酬がないのはともかく、なんでこんなに払わなきゃいけないの、と思いました。

保護司の歴史は伺いました。その時には確かにそういう方が始められた本当に立派なことだったと思います。しかし、持続可能な活動として続けようと思ったら、そのために時間を使ったり、お金を使ったり、体を使ったり、心を使ったり、すごくいろんなものを消費しているわけです。それに対して全く見返りが無い。頼られることの喜びとか、その子が更生して社会に戻っていく喜びとか、そういうものがきっと

みんなのモチベーションになるんだろうな、とは思いますが、非常勤の国家公務員として行政の仕事の一環としてやらせていただくのであれば、行政があまりにも無責任かなと思うのです。

自分たちは何も放出しないで、負担しないで、皆さんの善意でやっていただいています、ありがとうございます。皆さんのおかげです、と言われるだけでいいんでしょうか。おかしいですよ。みんなお人好しすぎますよ。

ボランティア精神で奉仕の気持ちでなさって来たこの歴史はあると思いますけれど、でもやっぱり現在、新幹線も飛行機もあるのに、新幹線代も飛行機代も出ない。そういう何かおかしいことや、活動しにくいような状況をどんどん変えていけるような柔軟な組織になっていけばよいと思います。

佐藤順一 報酬性については、保護司手帳にも書いてありますが、保護司には給与を支給しない、予算の範囲において、その職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる。と書いてあります。職務の費用(実施弁償金)として約 300 万円位が保護司会に入ってきます。八王子市からは市民全員に対して 1 人 7 円の分担金を貰っていて、会の補助に役立てています。調布地区保護司会では保護司会費をとっていませんと聞きますが、その代わり、八王子でいう分区の活動などの補助などで調整しているのではないかなと思います。だから活動を縮小して負担を減らすことはできるのです。それがいいかどうかは別として。ただこうした報酬の話が出ることはとても良いことだと思います。知らない保護司の方も大変多いので、周知が必要かとも考えます。

本吉 報酬制については、今後若い人材を確保する上で、全く無償では難しい。面接場所の確保や、そこまでの交通費、その他こまごまとした請求しにくい経費が掛かっています。

山中 報酬制については、保護司は確かに無償で格好良いですよ。私は本当のボランティアでやってきました。立ち直りを助けて手助けしてね。報酬制が給与的意味合いというのであれば、実費弁償で

十分ではないかと考えますが、ただ実際にかかった交通費に見合ったものは出していただければと思います。

大久保隆 難しいですね。そういうの知らない方もすごく多いから、それをみんなに伝える仕組みが必要です。

保護司とは何か。日本国で考えるとちょっと難しいので、地域ごとに考えるといいと思います。

例えば一生のうち 1 回か 2 回しか担当しなかった、そういう地域もあります。私たち八王子のある分区では、1 ヶ月に 5 人も見なくちゃいけないとか、そういう地域差があります。

お金についても、ちょっと違うけれども、例えば学運協というのがあります。この制度でさえ地域差がすごくあるんです。八王子は、1 年やってもらえる報酬は 13,000 円です。しかし、区部では 1 ヶ月に 10,000 円もらえるところもあります。

同じように、保護司というのも、国側の報酬もそうだけれども、その地域ごとの援助があつていいと思います。

この近くでも、例えば多摩市は、事務的な仕事はみんな市の職員が来てやってくれる、と言うことです。だから、保護司会の負担は少なくなります。

八王子市の場合は、全くそういうことはないです。地域ごとに、保護司の必要性を感じて、みんなでバックアップし、国だけの費用に頼るのではなく、市民全体でやっていくのがいいのではないかなと思います。

司会 今、報酬性と費用について両方意見が出ましたね。

費用の問題に触れることで、保護司また組織の課題が分かりやすくなりますね。

山中 最終的な目的は、今の制度ができて 75 年経っている。これからは、現代にあったものに変えるべきだということです。

大久保隆 今のままでは、それこそ、なり手がなくなっちゃう。

本吉 付け加えさせていただければ、実費弁償の中で交通費は出ている、とのことですが、実際は出てないです。

私は、12 月に赤城少年院に行ってくれ、と言われて、車で行ったら高速代出ません。電車で行くと 4 時間半かかる。往復で 9 時間です。それで、新幹線使って高崎まで行く。新幹線代は出ません。ローカル線で行くしかない。

ひどかったのは札幌に行った時です。2 月の寒い中、急遽行かなくてはならない。格安航空券を探せとか、後で言われて値切られて、しかも無人駅で次の列車が来るまで 1 時間半でした。

山中 私も、千歳(北海道)の帰り、雷が落ちて電車がストップして、30 分以上待っていた。みんな降りてどこか行くのでついて行ったら、タクシー乗り場があった。それはちゃんと説明書きを書いて、請求したら、ようやく 2-3 ヶ月後に出た。

なにかあった場合には、理由をその都度、昼間だったら観察官に電話して、もう 1 泊していいとか、飛行機が飛ばないとかは、今は認められると思います。

保護司の確保と公募制について

司会 続きまして、「3)保護司の確保と公募制について」、皆さんからお話をお伺いしようと思います。

大久保隆 今までは篤志家でそれなりの経験や社会的地位のある方、また自営業の人も多くいたため、保護司活動を行いやすかったけれど、これからは仕事もしている人や若い人を取り入れた場合、保護司会の活動に参加できないと思います。そういう人たちをこれから数多く入れていくわけですから、これは大変ですね。それこそ大胆な改革がないと皆入ってこないと思います。

国や地方も色々やっているとは思いますが、まず八王子市に言いたいのは、八王子市の職員が事務的な保護司の仕事をやってもらいたいですね。他の市ではやっていますよ。市役所の人が出張して事務仕事をみんなやってくれている。そうすれば保護司の仕事がとても楽になりますね。そういう国だけの力だけでなく、市とかそういうところをもうちょっと協力してくれないかなと八王子市にお願いしたいです。

公募制については、公募制の導入と共に、入会した後、適任でなかった場合に辞めさせる権利も認めてもらいたい。

もしその人が適していなかったらすぐ辞めさせられるという制度も確立してくれればと思います。だから更新じゃないけど、2 年間はとりあえず認め、その後は退任させることが簡単にできれば良いと思います。やはり適していない人もいますからね。保護司になってみてから気付くこともあるので。

司会 昔は 55 歳で定年だったかもしれませんが、

今は 75 歳まで仕事しています。改革は本当に必要だと思います。



C4 対象者減少の現在、保護司の確保についてのご意見は？(複数回答可)

		回答数	構成比
(1)	従来通り確保に取り組むべきだ	66	75.9%
(2)	対象者が減っているので確保に厳格に取り組まなくてもよい	14	16.1%
(3)	経験の少ない保護司に対象者を担当させるべきだ	16	18.4%
(4)	犯罪が減らない分区に特化して取り組むべきだ	13	14.9%
	無回答	1	-
	計	88	-

C5 保護司の公募制についてのご意見は？

		回答数	構成比
(1)	公募制に反対	12	14.0%
(2)	保護司会の推薦制と公募制の二本立てにする	67	77.9%
(3)	公募制に移行する	7	8.1%
	無回答	2	-
	計	88	100.0%

飯沢 保護司の定年については、現在、年齢的なところでは、75歳が定年、それから78歳の誕生日まで延長ができるのでしたね。高齢者といっても個人差があるので審査を通らなければいけないという部分で、運転免許証更新時と同じような審査も必要なのかなと思います。費用の問題なども考慮して行かないといけないのかなと思います。

先ほどの方も言われましたが、保護司会も運営面で、八王子市から事務的なものも含めて、もう少し面倒を見てもらえれば費用面でも楽になります。市長さんをはじめ市議会議員の方にも保護司がいらっしゃるので、是非本腰を入れて考えていただきたいものです。

大久保正明 保護司会については風通しを良くすることが大切です。これ私なりに日本のいろんな場所を見たり聞いたりしますが、風通しは大事だと思います。旧態依然のまま、頑なに守られている部分もありますけど、それで良いのかなと感じますが、新しいことを受け入れるように努力すべきです。

たとえば、八王子にもたくさんの外国人の方が住んでいます。私は折を見て八王子だけでなく、色々なところで外国人の方に声をかけます。そうするともうこんなに海外から来ているのだなということをしみ

じみ感じます。もうそういう人が八王子に約2万人入れますからね。だから国際化っていうか、もう受け入れざるを得ないし、好き嫌いじゃなくて共存していかなければならない。

私から見ると、保護司会という組織は、何か旧態依然というのがこびりついちゃっているのかなっていうのが正直な意見です。そういう意味で今日会って皆さんが集まっているのはいいな。これが何か良い形の方向に向いているのかなって思います。

本吉 南分区ですけども、公募の方は直ぐに申請しないで、始めはインターンシップを使ってまず活動に参加していただいています。社会活動や忘年会も参加してくれたかな。そして今回初めて申請しました。2本立てでもある程度いいかな。

山中 このアンケートの公募制というのは、自薦という事ですよ。弁護士会とか行政書士会とかの推薦とは別として考えた方がいいのですね。

新野 随分もう前ですが、2人の推薦者がいなければ入れないようなときがありました。でも、そんなこと言ったら今は入る人がいなくなる。

大久保隆 あと、保護司には適してない人もいますね。ご本人も入ってから気づくこともある。

佐々木 そういう意味では、インターンシップがいいということですね。

山中 1つの例として聞いていただきたいのですが、以前、東分区である保護司がAさんに新任の保護司をお願いしました。Aさんは、「もうそろそろ退職しましたからいいですよ。その代わり、皆さんにはとりあえず内緒にしといてください」と。

なぜかというと、審査を受けてダメだとなった場合には、人格を否定されるような雰囲気になるからです。Aさんは真面目で、奥さんにも家族にも言わなかったのです。で、ある時、ハガキだけ知らせが来て、保護司になりますと。それを初めて奥さんと娘さんに言ったら、娘さんから、「お父さん、どうしてこんな、受けた？調べたら、マイナスの状況しか出てない」と。

当時、土浦で保護司宅を燃やしたという事件があったのです。家で、総スカンになり、すぐに辞めたいとなった。

保護司の認知度が低いからこういうことになる。多分、公募する方はそれを承知の上で手を挙げると思うのですが、ほかにも保護司会とかの雰囲気であるじゃないですか。無理に合わせることはないでしょうがあまり突飛な雰囲気を持たされると困る。

分区長とか会長が命令口調で言った、これはパワハラじゃないか、とかもあります。そんなこんなで、公募制をおっかながっているという雰囲気もあります。

佐藤 昔は自分が保護司になっていること言っちゃいけないっていうことがありましたね。

山中 例えば、自宅へ呼ぶとき、少年が入ってくると、あの子は非行少年だよ、というような見方をされる。

司会 質問ですが、インターンシップの間には対象者は持たないんですか。

本吉 持ちません。みんなから OK が出たら、申請するという流れです。

司会 実際には、啓蒙活動とか、その地区の活動をしてもらうということですね。

本吉 そうです。インターンシップの前に、部長を入れて何人かで面接して、書類は一応全部預かる。人と環境をある程度分かった上で、候補生としてインターンシップでしばらく参加してみてくださいという形取っています。

飯沢 インターンシップも悪くはないと思うのですが、ただ、社会参加活動に参加して、保護司の何がわかるのかな、という思いもあります。

実際に対象者を受けていかないと、その人それぞれによって違います。保護司になる人は、最初から志をもっている人が多いのかな、と私は思いますので、公募制はいかなものなのかな、と感じています。

インターンシップの間も、保護司でないとできない体験を取り入れていかないと、いざ入ってみたら違うのかな、となる可能性もあるかなと思います。

立石 公募というのは、肩書きが欲しいだけの人などがいるかもしれないので、インターンシップ制で適性を見るのも良いかと思います。

大久保隆 現役の保護司の中には、保護観察だけやりたいって人もいます。社会貢献活動はやりたくなくて、少しだけにしてくれ、人付き合いが苦手なので、そういう会合には出ませんよ、という人もいます。

佐藤 話は変わりますが、八王子地区保護司の女性比率、皆さん知っていますか。23%です。東京都の7ブロックで最低なのです。やはり女性の登用は大事だと思います。細かいことに気づきます。やることもテキパキします。

佐々木彰代 正直言って、保護司会の仕事は、色々ありすぎて全然わからないことが多いです。忙しすぎると感じます。新米はどうして良いのかわからない。新人への指導も密にしてほしいです。ちょっと恐縮なのですが、やっぱり特に末端の1人1人の保護司が活動しやすいような配慮っていうのを真剣に先輩の皆さんが考えてほしいです。

立石 女性を増やすにはお金の問題は大事だと思います。女性は家族のこと以外にお金を使うことに抵抗がある人が多いので、年会費などお金がかかることは、少ない方がいいと思います。

司会 そうですね、例えばそのご主人の理解がある、ないということも左右されると思います。PTAも一緒なのですが、主人が、何でそんなことをやるのという方も結構いると聞くので、そこまでやる必要はないかなという気がします。

立石 あとは、保護司になりたてで最初からいきなり独り立ちさせるときにすごくドキドキしながら面接と環境調整とかをやったので、それについては、本当

は誰か気づいてもらえるような環境づくりはしていた
だきたかったと思いました。

いきなり丸投げで、全部一人でやったので、ドキ
ドキして観察官に連絡しながら、またマニュアルを
見ながら何とかやり切った時に、この時期には、だ
れか一緒に先輩とかやってくれる人がいたらよかつ
たなと思いました。私の当時は複数担当制が無か
ったので、担当になったら自分だけでやらなくては
ならなかった。

仕事を持っていると平日の時間帯の活動は難し
い。新人にとってわからない用語や内容も多くある
ので、様々なことが聞きやすい環境づくりが大事だ
と思います。

林 法制度というほど大きな問題ではないのです
が、議論を受けて否定をしてもいないのですが、私
たち新任保護司は本庁と支部で 2 回の講義を受け
ただけで、任命されるのです。その時凄く不安でし
た。

ところが数か月前に主任官から電話がありまし
て、今度新任保護司さんの座談会をやるから出てく
れって言われまして、私と他の地区の 2 人、それか
ら主任官 2 人で、あと新任保護司を交えて座談会
を行いました。その折に、新任の保護司さんが、何
をしていいのかわからない、と正直な意見が出るの
ですよ。保護司になったとしても、これから私はどう
対処すれば良いか。そういう疑問がいっぱい出て
来たのです。

私たちの時には新任保護司の座談会なんて制
度は無かったのです。いつごろから始まったかわか
らないですけど、そういう新任保護司さんを大切に
する保護司制度も大切ですが、身近な八王子地区
で大切に育て上げてあげる体制をとっていくことが
もっと大事ではないかと思います。

私も保護司になりたての頃は何もわからなくて、
先輩に聞いたり、分区会に出て聞いたり、あるいは
どうしようもないときは、電話で直接聞いたりして自
分のやり方を模索して行ったものです。

八王子地区もなるべくそういう会などを開いて、
新人保護司さんを育て上げるという体制が必要なじ
ゃないかと思っています。

報酬制については強い要望はありませんが、実
費弁償の扱いをもっと緩くしてほしいと思います。

村尾 やっぱり保護司を社会がよりよく理解してくれ
て、それを受けて活動しやすい環境を整えていつ
たときに、勤務延長でだいたい 65 歳くらいが定年、
勤めの人だと 75 歳まで、できれば働けって時代で
す。

そうすると私のように 60 歳で定年を迎えて、ぼち
ぼち仕事をしながら保護司もやってみようか、とい
う人はもういなくなります。そうすると現役の世代の
人たちが、仕事を持ちながらも魅力があると感じる保
護司活動に手を伸ばしてみようかなと思ってもらう
には、何か必要なときに休みを取りやすくするつ
ていうことが大事だと思います。

昨年、広報部が作ってくださった八王子 FM で
の保護司の紹介がラジオに限られた媒体の中で
は、聞ける人は限られているので、やっぱり本当に
YouTube じゃないですけど、地域で汗を流して保
護司の活動を社会に発信していくことは大事
だと思います。現役世代でみなみ分区の学校の先
生をしている方で、一生懸命活動されている方がい
ますが、時間が取れない、日中は休めないという人
に、ちゃんとボランティア休暇を与えてほしいもの
です。

地方公務員の人たちから率先しても良いです
し、企業の人でも、そういうのをちゃんと認めてい
こうというのがあれば、こっそり理由を付けて休んで
勉強するってことでなく、堂々と休んで活動でき
ると思います。参加しやすいという環境を本気で作
っていないと、保護司の成り手はいなくなり、先細
りになっていくと思います。

報酬制については、支給しにくい少額かつ多頻
度の実費弁償を補う意味で、一部補助的に出して
も良いのではないかと思います。

本吉 僕も今の村尾さんの意見と同じなのですけ
ど、今の保護司制度は公務員定年 55 歳の時を基
準に作られています。今は定年が 70 歳くらいにな
っているので、もう定年したら保護司になるのは年
齢的にアウトで、そうなると現役しかできない。その
勤めがある現役の人たちは土日祝日しかできな

い。となると法務省の役人の都合ではなく、保護司の都合で土日祝日に研修をやるとか、そういう工夫が無いと、いわゆるなり手が無理やり一緒にいなくなっちゃって、物理的にもうできなくなってしまうという感じを受けるのです。

だからそういう今の時代に合わせた中での、制度設計をもう一回ぼくはやるべきだと思うし、それが急務だと思います。

新野 皆さんのご意見もつともだと思います。私は地区の研修部を6年して、分区長を8年していましたが、その時にやっぱりこの平日にこの時間じゃ来れない、夜間にしてほしいとか、土日祝日を提案したのですが、八王子以外の地区で実施してみたら、やはり出席人数は同じだったということです。

ということは保護司として研修をもうちょっと学んでいくという気持ちが無いと何をしても無駄なのかなという気がします。一番言いたいのは女性保護司をもう少し増やしてほしい。非常に過酷な環境です。でもやれないわけではない。

報酬制については知らぬ間に口座に入っていたらありがたいという気持ち程度です。

山中 殆ど先ほどから出ている意見と同じですが、やはり今まではこの手法が一つの筋ということでやって来たのですが、それは戦後間もない話であって、それを簡単に変えるというのは、格式が無いとか、そういう意見の方がたぶん多くいらっしゃるの、今回の法務省の検討委員会もそのままという形になったと思います。その検討委員会のメンバーはどんな人が入っているのか。

この会の佐々木さんみたいな人が入っていれば、また違う方向に行ったのかと思うのですが、やっぱり柔軟性と格式は両方とも大事だと思うので、その柔軟性をもう少し法律を決めるとか、この体制を決める時には必要なんじゃないかな。

少子化で人口も減ってくる時代だから、これに見合った制度をどうするかというのを、我々の意見もさることながら、その検討委員会とか、国会議員さんにはやっぱりそういう目で見ることが必要じゃないかなと考えます。

公募制については、一般に保護司の認知度は低く、周知されていない為。保護司はテレビやドラマでも少ない、刑事や弁護士、裁判官のドラマはある。だから保護司が何たるものなのかはわからない。保護司の苦勞がわからずに公募者は手を挙げるだろうけど、会の雰囲気を壊す突飛な考えでも困る。

小林 すいません持続可能な保護司制度ということで、自治体に対する期待があるのかなと思いました。市議会議員をやっていますが、保護司の世界はまだ1年ちょっとです。先輩の経験を差し置いてというのはなんですけれど、保護司である私も市の政策や決定を見ていると、再犯防止計画、皆さんご存じのように通りましたし、市の方で策定をしましたので、保護司と自治体の関りが法的につながったと思いますが、今は防犯が減少していることでそこに何が出来るか私も話しますが、色々と職員や自治体によっては、市の職員が事務局機能になっています。

例えば、消防団であれば、事務作業は全部市役所の職員がやっていますね。これは性質が違いますので、市の公務員ということと、我々は法務局のボランティアですから運営が違うということで距離があったんですが、やはり更生保護に関して福祉行政はかなり綿密になってきています。

また、保護司はかなり高度な個人情報を持つ職務だと思います。それを自治体として何かバックアップしなければ、つまり、財務面や人材面を支えなければ、持続可能性は担保できないのかなと思います。

司会 皆さん、長時間にわたりどうもありがとうございました。今後の保護司会の発展のために大変有益なご意見を頂けたと思います。

最後になりますが、広報部の加藤さん、全体をまとめることを兼ねてお話しください。よろしくお願いいたします。

まとめ

広報部 加藤正道

本日はいろいろなお話を有難うございました。保護司会の活動が煩雑というか、多岐にわたっているということがありますので、ここは必要な事は残さないといけませんが、ある程度簡素化が必要だと感じています。

もし、あれもこれも必要だということであれば、できれば事務局などを置いて、保護司がすべて 1 から 10 までを行うのではなく、ある程度任せられる管理体制にする方が役員の方も少し休まるのではないかと思います。それを行政にお願いするのか、事務局の費用負担をどうするのか、課題は残されると思いますが、極力、保護司会はそうした体制に持って行きたいということの要望を八王子市へも出し続けるべきだと思います。

年齢制限の緩和については、若い方を取り込んで育てていくことはとても大事だと思います。一方で高齢の方もこれまでのキャリアがあるわけですし、色々と指導面においても必要な方々ですので、続けたい意欲がある方は年齢制限にこだわることなく、広く参加できる仕組みを作るべきだと思います。話には出ませんでしたでしたが、デジタル化は必要だと思います。今は連絡手段に限定されていますが、会社勤めしている方が少しでも時間を省略でき、効率的に保護司会活動をこなすためにはデジタル化は避けて通れないと思います。

ただ、このデジタル化は世代間でギャップがあつて、嫌だという方もいると思いますので、少しずつ改革する必要があると思います。

それから保護司の推薦制度について、先ほど公募制という意見がありましたけれど、結局は人物の評価に繋がるのだと思います。公募制が言葉としてなぜ出てきているのかといえば、現在行われている、人脈に頼るだけの保護司の確保では定員を満たすことが厳しくなっていることが根底にあるのでしょうから。公募制も柔軟に取り入れることも必要かと思います。ただし、結局は面接、評価という基準をしっかり作り上げ、その人物が本当に大丈夫なのかを判定できるだけの人を推薦して、評価ができ

れば良いと思います。そして、そこでクリアした人であれば何とかなるのではないかと思います。

費用のかからない改革ということがとくに今日の議論では叫ばれていました。報酬制がむずかしいのであれば、保護司個人にお金のかからない方法を考えるとともに、そのことで女性の参加率を上げ、八王子地区保護司会の女性構成比を高めていければと思います。保護司の資格として、いわゆる地元の名士とか篤志家であるとか、余裕がある方とか、そういう考えをされる先生は当然いるとは思いますが。

しかし、これからは普通の社会人が保護司となり、保護司会を背負ってゆくことになります。ここにも新旧の考え方のギャップがあると思いますが、将来を見据え、時代に合わせた制度設計の必要性は今後ますます高まるのではないかと思います。